

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 2 企工 阿南工業用水道 辰巳配水支管他布設替基本設計業務 仕様書

第1条 業務目的

本業務は、阿南工業用水道の既設管路のうち、更新優先度の高い3区間について布設替ルート of 最適案を選定することを目的とする。

【対象区間】

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ①送水管 (DCIP φ 1000、580m) | 取水場～岡川 |
| ②送水管 (DCIP φ 1000、820m) | 桑野川～第1配水池 |
| ③辰巳配水支管 (DCIP φ 800、340m) | 幸野分岐～県道 |

※管路諸元は既設管のもの

第2条 業務内容

(1) 調査

1) 資料収集・整理

工事台帳、土質調査、その他の文献等、業務に必要な資料の収集・整理を行う。

2) 現地踏査

土地利用状況、道路交通状況、施工ヤード等の調査を行い、現地状況を把握する。
なお、道路幅員の確認等の軽易な現地計測を含む。

3) 地下埋設物調査

施設台帳調査を基本とし、地下埋設物（上下水道、ガス、電気、電話等）の形状・寸法・位置・深さ等の調査を行う。

4) 公私道等調査

土地登記簿、施設台帳等により、布設替ルート候補地の土地所有者、施設管理者を調査する。

(2) 設計計画

調査結果を踏まえ、既設管とのダブルルート化を基本とした各区間の布設替ルートを2～3案程度抽出する。

抽出にあたっては、将来計画も想定し検討すること。

(3) 水理計算

布設替ルートを加味した阿南工業用水道全体の管網計算を行い、末端水頭の確認を行う。

必要に応じ、本業務対象区間以外の布設替ルートも想定した管網計算を行うこと。

(4) 概略工法検討

設計計画で抽出した布設替ルートについて、管路布設工法（開削、推進、シールド）、立坑位置・形状等の選定を行い、各布設替ルートの概算工事費を算出する。

また、水理計算結果、経済性、維持管理性、実現性（用地取得の可否）等を要因とした比較検討を行い布設替ルートの最適案を選定する。

比較要因は、監督員と協議して決定すること。

(5) 図面作成

平面図、縦断図、地下埋設物調査図、公私道調査図を作成する。

(6) 照査

基本条件の内容確認、設計計画の妥当性、比較検討の方法及びその内容、各種計算書の適切性、各種計算書と設計図との整合性を照査する。

(7) 報告書作成

設計業務の成果としてとりまとめを行う。

また、報告書とは別に概要書（位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等）を作成する。

(8) 打合せ

打合せ協議は、着手時1回、中間時3回、成果納品時1回の計5回とする。

第3条 設計変更

抽出した布設替えルートの管路延長による設計変更は行わないものとする。

第4条 成果品

成果品は、報告書(A4版)2部、概要書1部、電子媒体(CD-R)2部(正・副各1部)とする。